

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年10月9日
【発行者名】	スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加藤 義寛
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号
【事務連絡者氏名】	小林 克也
【電話番号】	045-225-2080
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	USグローシリーズ（株100） USグローシリーズ（株70） USグローシリーズ（株40）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各ファンドについて10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年5月25日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、委託会社であるスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社が2027年3月末を目途に業務を終了することを予定していることを受けて、ファンドの委託会社の変更、ファンドの主要投資対象ファンドの変更及びそれに伴う商品性の改善等に係る投資信託約款の変更を2027年1月18日及び2027年3月31日を適用日として実施することが決定したため、また、ファンドの沿革を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2. 【訂正の内容】

＜訂正前＞及び＜訂正後＞に記載している下線部_____は訂正部分を示し、＜更新・訂正後＞に記載している内容は、当該内容にて原届出書が更新されます。

第一部【証券情報】

（１２）【その他】

原届出書の「第一部 証券情報」「（１２）その他」につきましては、該当情報を以下の内容に更新・訂正します。

＜更新・訂正後＞

＜振替受益権について＞

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

＜受益権の取得申込みの方法＞

販売会社所定の方法でお申込みください。

原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

＜申込みコース＞

「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。

販売会社により取扱いコースが異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

＜受益権の取得申込みの受付の中止等＞

収益分配金の再投資をする場合を除き、金融商品取引所等（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

＜スイッチング＞

当ファンドは「USグローシリーズ」を構成する各ファンドの間において、スイッチング（※）の取扱いを行う場合があります。

＜受付不可日＞に該当する場合は、スイッチングの取扱いは行いません。

販売会社によってはスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

※スイッチングとは、当ファンドの解約請求日に当該ファンドの解約に係る手取金をもって別のファンドの取得申込みを行うことをいいます。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。

<受付不可日>

分配金再投資コースの収益分配金の再投資の場合を除き、申込日当日又は申込日の翌営業日下記
のうちのいずれかの場合は、受益権の取得の申込みを受け付けませんものとします。

「USグローシリーズ（株100）」

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ナスダックの休業日

「USグローシリーズ（株70）」 「USグローシリーズ（株40）」

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ナスダックの休業日
- ・ニューヨークの銀行休業日

<投資信託約款の変更について>

当ファンドにつきましては、2026年8月27日現在の受益者の方を対象に、投資信託約款（以下、
「約款」といいます。）の変更に係る書面決議を2026年10月8日付でおこないました。その結果、
議決権を行使することが出来る受益者の方の議決権の3分の2以上の賛成を得たことにより、以下の
通り約款の変更をおこなうこととなりましたので、お知らせいたします。

なお、約款の変更適用日である2027年1月18日付をもって当ファンドの委託者を「スカイオーシャ
ン・アセットマネジメント株式会社」から「三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社」
へ変更することとなりました。当ファンドの2027年1月18日以降の有価証券届出書の内容は同日を
効力発生日として「三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社」より提出される有価証券
届出書にてご確認ください。

1. 約款変更の内容および理由

(1) 委託者の変更

当ファンドの委託者である弊社は2027年3月末を目途に業務の終了を予定しているため、委
託者を「スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社」から「三井住友トラスト・
アセットマネジメント株式会社」に変更し運用を継続することが受益者の皆様の利益に資
すると判断し、この度、約款変更をおこなうこととなりました。

変更後に委託者となる三井住友トラスト・アセットマネジメントの概要は以下の通りで
す。

三井住友トラスト・アセットマネジメントは、日本で屈指の機関投資家である三井住友
トラストグループの資産運用ビジネスの中核をなす運用会社です。2018年10月1日に三
井住友信託銀行の資産運用事業を統合し、運用資産残高が約111兆円規模の日本および
アジアで最大級の運用会社となりました。

所在地：東京都港区芝公園一丁目1番1号

資本金：20億円、役職員数：714名

※2026年3月末現在

これに伴い、当ファンドの委託者が行なう公告の方法も変更いたします。

(2) 投資対象ファンドの変更および商品性の改善

委託者の変更後、当ファンドが組入れている三井住友トラスト・アセットマネジメントが設定・運用する以下の現行主要投資対象ファンドを段階的に売却し、現行主要投資対象ファンドが投資しているマザーファンドへの直接投資に切り替えるとともに、商品性を改善するための約款変更をおこないます。

＜現行主要投資対象ファンド＞

当ファンド	現行主要投資対象ファンド
USグローシリーズ（株100）	FOFs用米国株式ファンド（適格機関投資家専用）
USグローシリーズ（株70）	FOFs用米株・米債バランスファンド1（適格機関投資家専用）
USグローシリーズ（株40）	FOFs用米株・米債バランスファンド2（適格機関投資家専用）

① 委託者変更時の約款変更

- ア. 当ファンドがマザーファンドに直接投資できるように投資対象ファンドにマザーファンドを追加します。
- イ. 現行主要投資対象ファンドが償還した場合、当ファンドも償還することとなっている規定を削除します。

② 現行主要投資対象ファンド売却完了時の約款変更

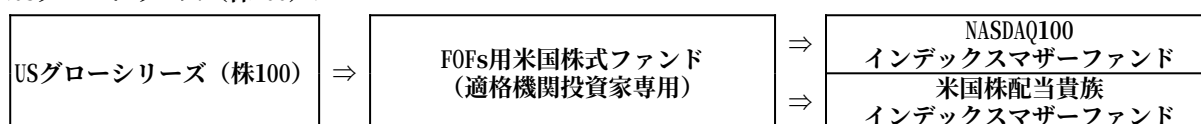
- ア. 当ファンドの投資対象ファンドから現行主要投資対象ファンドを削除します。
- イ. 信託報酬率および購入・換金手続き等を下表の通り変更します。なお、約款に規定する当ファンドの信託報酬率は引上げとなりますが、投資対象ファンドの信託報酬を含めた受益者の皆様の実質的なご負担は低下します。

	変更前	変更後
運用管理費用 （信託報酬）	当ファンド（A） 0.506%（税込） 投資対象とする 投資信託証券（B） 0.253%程度（税込） 実質的な負担（A+B） 0.759%程度（税込）	当ファンド（A） 0.715%（税込） 投資対象とする 投資信託証券（B） 0.000%程度（税込） 実質的な負担（A+B） 0.715%程度（税込）
購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
購入・換金申込 受付不可日	申込日当日または申込日の翌営業日が別途 規定する海外休日の場合	申込日当日が別途規定する海外休日の場合
換金代金	換金申込受付日から起算して7営業日目から お支払い	換金申込受付日から起算して5営業日目から お支払い

＜現行主要投資対象ファンドからマザーファンドへの切り替えイメージ＞

■変更前

＜USグローシリーズ（株100）＞



<USグローシリーズ（株70/株40）>

USグローシリーズ（株70） USグローシリーズ（株40）	⇒	(株70) FOFs用米株・米債バランスファンド1 (適格機関投資家専用) (株40) FOFs用米株・米債バランスファンド1 (適格機関投資家専用)	⇒	NASDAQ100 インデックスマザーファンド
				米国株配当貴族 インデックスマザーファンド
				米国国債マザーファンド (7-10年/為替ヘッジあり)
				米国国債マザーファンド (7-10年/為替ヘッジなし)

■変更後（委託者変更時）

<USグローシリーズ（株100）>

USグローシリーズ（株100）	⇒	FOFs用米国株式ファンド (適格機関投資家専用)	⇒	NASDAQ100 インデックスマザーファンド
				米国株配当貴族 インデックスマザーファンド

<USグローシリーズ（株70/株40）>

USグローシリーズ（株70） USグローシリーズ（株40）	⇒	(株70) FOFs用米株・米債バランスファンド1 (適格機関投資家専用) (株40) FOFs用米株・米債バランスファンド1 (適格機関投資家専用)	⇒	NASDAQ100 インデックスマザーファンド
				米国株配当貴族 インデックスマザーファンド
				米国国債マザーファンド (7-10年/為替ヘッジあり)
				米国国債マザーファンド (7-10年/為替ヘッジなし)

■変更後（現行主要投資対象ファンド売却完了時）

<USグローシリーズ（株100）>

USグローシリーズ（株100）	⇒	NASDAQ100 インデックスマザーファンド

<USグローシリーズ（株70/株40）>

USグローシリーズ（株70） USグローシリーズ（株40）	⇒	NASDAQ100 インデックスマザーファンド
	⇒	米国株配当貴族 インデックスマザーファンド
	⇒	米国国債マザーファンド (7-10年／為替ヘッジあり)
	⇒	米国国債マザーファンド (7-10年／為替ヘッジなし)

※詳細は、後記「投資信託約款の変更に係る新旧対照表」をご参照ください。

2. 約款変更日および変更適用日

(1) 上記「1.(1)および1.(2)①」に係る約款変更

2026年10月10日付で実施し、2027年1月18日より適用します。

(2) 上記「1.(2)②」に係る約款変更

2026年10月10日付で実施し、2027年3月31日より適用します。

「投資信託約款の変更に係る新旧対照表」

(1) USグローシリーズ（株100）

変更日：2026年10月10日 変更適用日：2027年1月18日

新	旧
運用の基本方針 2.運用方法 (1)投資対象 「NASDAQ100インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」（以下総称して、又はそれぞれを「主要投資対象ファンド」といいます。）及び「FOFs用米国株式ファンド（適格機関投資家専用）」（以下「私募投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。 この他、「FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」に投資することがあります。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。 (2)投資態度 ①主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場している株式（預託証券（DR）を含みます。）に投資します。 ・私募投資信託証券は、主として主要投資対象ファンドに投資します。 ・各主要投資対象ファンドの受益証券（私募投資信託証券への投資を通じた間接保有分を含みます。以下本項において同じ。）の基本組入比率は50%とします。また、各主要投資対象ファンドの受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。 ②主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。 ③主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券を通じた組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ④（省 略）	運用の基本方針 2.運用方法 (1)投資対象 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が運用する「FOFs用米国株式ファンド（適格機関投資家専用）」（以下「主要投資対象ファンド」といいます。）を主要投資対象とします。 この他、「FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」にも投資します。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。 (2)投資態度 ①主要投資対象ファンドへの投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場している株式（預託証券（DR）を含みます。）に投資します。 ・主要投資対象ファンドにおいて、主として「NASDAQ100インデックスマザーファンド」及び「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」の受益証券に投資します。 ・各マザーファンド受益証券の基本組入比率は50%とします。また、各マザーファンド受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。 ②主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。 ③主要投資対象ファンドを通じた組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ④（同 左）
（信託の種類、委託者及び受託者） 第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。 ②（省 略） （信託期間） 第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第39条第1項、第39条第2項、第40条第1項、第41条第1項及び第43条第2項の規定による信託終了の日までとします。 （運用の指図範囲等） 第17条 委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「NASDAQ100インデックスマザーファンド」及び「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」並びに「FOFs用米国株式ファンド（適格機関投資家専用）」及び「FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。 1.～5.（省 略） なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。 ②～③（省 略）	（信託の種類、委託者及び受託者） 第1条 この信託は、証券投資信託であり、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。 ②（同 左） （信託期間） 第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第39条第1項、第39条第2項、第39条第3項、第40条第1項、第41条第1項及び第43条第2項の規定による信託終了の日までとします。 （運用の指図範囲等） 第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が運用する「FOFs用米国株式ファンド（適格機関投資家専用）」（以下「主要投資対象ファンド」といいます。）及び「FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。 1.～5.（同 左） なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。 ②～③（同 左）

（投資信託契約の解約） 第39条（省 略） ②（省 略） ③（削除） ④～⑦（省 略） （公告） 第48条 委託者が受益者に対してする公告は、<u>日本経済新聞に掲載します。</u> ②（削除）	（投資信託契約の解約） 第39条（同 左） ②（同 左） ③委託者は、主要投資対象ファンドがその信託を終了させることとなる場合には、この投資信託契約を解約し、<u>信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</u> ④～⑦（同 左） （公告） 第48条 委託者が受益者に対してする公告は、<u>電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。</u> https://www.soam.co.jp/ ②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、<u>日本経済新聞に掲載します。</u>
---	--

変更日：2026年10月10日 変更適用日：2027年3月31日

新	旧
運用の基本方針 2.運用方法 (1)投資対象 「NASDAQ100インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」（以下総称して、又はそれぞれを「主要投資対象ファンド」といいます。）を主要投資対象とします。 この他、「FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」に投資することがあります。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。 (2)投資態度 ①主要投資対象ファンドへの投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場している株式（預託証書（DR）を含みます。）及び米国の国債に投資します。 ・各主要投資対象ファンドの受益証券の基本組入比率は50%とします。また、各主要投資対象ファンドの受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。 ②主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。 ③主要投資対象ファンドを通じた組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ④（省 略）	運用の基本方針 2.運用方法 (1)投資対象 「NASDAQ100インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」（以下総称して、又はそれぞれを「主要投資対象ファンド」といいます。）<u>及び「FOFs用米国株式ファンド（適格機関投資家専用）」（以下「私募投資信託証券」といいます。）</u>を主要投資対象とします。 この他、「FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」に投資することがあります。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。 (2)投資態度 ①主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場している株式（預託証書（DR）を含みます。）に投資します。 ・<u>私募投資信託証券は、主として主要投資対象ファンドに投資します。</u> ・各主要投資対象ファンドの受益証券（<u>私募投資信託証券への投資を通じた間接保有分を含みます。以下本項において同じ。</u>）の基本組入比率は50%とします。また、各主要投資対象ファンドの受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。 ②主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。 ③主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券を通じた組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ④（同 左）
（受益権の申込単位及び価額） 第13条（省 略） ②（省 略） ③第1項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、取得の申込みは受け付けられないものとします。 1.～2.（省 略） ④第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料並びに当該手数料に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1口につき1円に手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。 ⑤～⑦（省 略）	（受益権の申込単位及び価額） 第13条（同 左） ②（同 左） ③第1項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日又は取得申込日の翌営業日が次の各号のいずれかに該当する場合は、取得の申込みは受け付けられないものとします。 1.～2.（同 左） ④第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、手数料並びに当該手数料に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1口につき1円に手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。 ⑤～⑦（同 左）

（運用の指図範囲等） 第17条 委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「NASDAQ100インデックスマザーファンド」及び「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」並びに「FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。 1.～5.（省 略） なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。 ②～③（省 略） （信託報酬等の総額及び支弁の方法） 第32条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の65の率を乗じて得た額とします。 ②～③（省 略） （収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い） 第34条（省 略） ②～③（省 略） ④一部解約金（第37条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第37条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、<u>5営業日目</u>から当該受益者に支払います。 ⑤～⑥（省 略） （投資信託契約の一部解約） 第37条（省 略） ②～③（省 略） ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の<u>翌営業日</u>の基準価額とします。 ⑤委託者は、<u>一部解約の実行の請求日当日</u>が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項による一部解約の実行の請求を受け付けけないものとします。 1.～2.（省 略） ⑥～⑦（省 略）	（運用の指図範囲等） 第17条 委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「NASDAQ100インデックスマザーファンド」及び「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」並びに「FOFs用米国株式ファンド（適格機関投資家専用）」及び「FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。 1.～5.（同 左） なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。 ②～③（同 左） （信託報酬等の総額及び支弁の方法） 第32条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の46の率を乗じて得た額とします。 ②～③（同 左） （収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い） 第34条（同 左） ②～③（同 左） ④一部解約金（第37条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第37条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、<u>7営業日目</u>から当該受益者に支払います。 ⑤～⑥（同 左） （投資信託契約の一部解約） 第37条（同 左） ②～③（同 左） ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の<u>翌々営業日</u>の基準価額とします。 ⑤委託者は、<u>一部解約の申込日又は一部解約の申込日の翌営業日</u>が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項による一部解約の実行の請求を受け付けけないものとします。 1.～2.（同 左） ⑥～⑦（同 左）
--	---

（2）USグローシリーズ（株70）

変更日：2026年10月10日 変更適用日：2027年1月18日

新	旧
運用の基本方針	運用の基本方針
2.運用方法 (1)投資対象 「NASDAQ100インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド（7－10年／為替ヘッジあり）」、「米国国債マザーファンド（7－10年／為替ヘッジなし）」（以下総称して、又はそれぞれを「主要投資対象ファンド」といいます。）及び「FOFs用米株・米債バランスファンド1（適格機関投資家専用）」（以下「私募投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。 この他、「FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」に投資することがあります。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。	2.運用方法 (1)投資対象 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が運用する「FOFs用米株・米債バランスファンド1（適格機関投資家専用）」（以下「主要投資対象ファンド」といいます。）を主要投資対象とします。 この他、「FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」にも投資します。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。

(2)投資態度

①主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場している株式（預託証券（DR）を含みます。）及び米国の国債に投資します。

・私募投資信託証券は、主として主要投資対象ファンドに投資します。

・各主要投資対象ファンドの受益証券（私募投資信託証券への投資を通じた間接保有分を含みます。以下本項において同じ。）の基本組入比率は以下のとおりとします。また、各主要投資対象ファンドの受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。

NASDAQ100 インデックス マザーファ ンド	米国株配 当貴族イ ンデック スマザー ファンド	米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジあ り）	米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジな し）
35%	35%	15%	15%

②主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。

③主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券を通じた組入外貨建資産については、「米国国債マザーファンド（7-10年／為替ヘッジあり）」の組入外貨建資産を除き、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

④（省 略）

（信託の種類、委託者及び受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者としします。

②（省 略）

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第39条第1項、第39条第2項、第40条第1項、第41条第1項及び第43条第2項の規定による信託終了の日までとします。

（運用の指図範囲等）

第17条 委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「NASDAQ100インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド（7-10年／為替ヘッジあり）」及び「米国国債マザーファンド（7-10年／為替ヘッジなし）」並びに「FOFs用米株・米債バランスファンド1（適格機関投資家専用）」及び「FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1.～5.（省 略）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

②～③（省 略）

(2)投資態度

①主要投資対象ファンドへの投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場している株式（預託証券（DR）を含みます。）及び米国の国債に投資します。

・主要投資対象ファンドにおいて、主として「NASDAQ100インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド（7-10年／為替ヘッジあり）」、「米国国債マザーファンド（7-10年／為替ヘッジなし）」の受益証券に投資します。

・各マザーファンド受益証券の基本組入比率は以下のとおりとします。また、各マザーファンド受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。

NASDAQ100 インデックス マザーファ ンド	米国株配 当貴族イ ンデック スマザー ファンド	米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジあ り）	米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジな し）
35%	35%	15%	15%

②主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。

③主要投資対象ファンドを通じた組入外貨建資産については、「米国国債マザーファンド（7-10年／為替ヘッジあり）」の組入外貨建資産を除き、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

④（同 左）

（信託の種類、委託者及び受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者としします。

②（同 左）

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第39条第1項、第39条第2項、第39条第3項、第40条第1項、第41条第1項及び第43条第2項の規定による信託終了の日までとします。

（運用の指図範囲等）

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が運用する「FOFs用米株・米債バランスファンド1（適格機関投資家専用）」（以下「主要投資対象ファンド」といいます。）及び「FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1.～5.（同 左）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

②～③（同 左）

（投資信託契約の解約） 第39条（省 略） ②（省 略） ③（削除） ④～⑦（省 略） （公告） 第48条 委託者が受益者に対してする公告は、<u>日本経済新聞に掲載します。</u> ②（削除）	（投資信託契約の解約） 第39条（同 左） ②（同 左） ③委託者は、主要投資対象ファンドがその信託を終了させることとなる場合には、この投資信託契約を解約し、<u>信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</u> ④～⑦（同 左） （公告） 第48条 委託者が受益者に対してする公告は、<u>電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。</u> https://www.soam.co.jp/ ②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、<u>日本経済新聞に掲載します。</u>
---	---

変更日：2026年10月10日 変更適用日：2027年3月31日

新	旧																
運用の基本方針	運用の基本方針																
2.運用方法 (1)投資対象 「NASDAQ100インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド（7-10年／為替ヘッジあり）」、「米国国債マザーファンド（7-10年／為替ヘッジなし）」（以下総称して、又はそれぞれを「主要投資対象ファンド」といいます。）を主要投資対象とします。 この他、「FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」に投資することがあります。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。 (2)投資態度 ①主要投資対象ファンドへの投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場している株式（預託証券（DR）を含みます。）及び米国の国債に投資します。 ・各主要投資対象ファンドの受益証券の基本組入比率は以下のとおりとします。また、各主要投資対象ファンドの受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。	2.運用方法 (1)投資対象 「NASDAQ100インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド（7-10年／為替ヘッジあり）」、「米国国債マザーファンド（7-10年／為替ヘッジなし）」（以下総称して、又はそれぞれを「主要投資対象ファンド」といいます。）及び「FOFs用米株・米債バランスファンド1（適格機関投資家専用）」（以下「私募投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。 この他、「FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」に投資することがあります。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。 (2)投資態度 ①主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場している株式（預託証券（DR）を含みます。）及び米国の国債に投資します。 ・私募投資信託証券は、主として主要投資対象ファンドに投資します。 ・各主要投資対象ファンドの受益証券（私募投資信託証券への投資を通じた間接保有分を含みます。以下本項において同じ。）の基本組入比率は以下のとおりとします。また、各主要投資対象ファンドの受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。																
<table><tr><td>NASDAQ100 インデッ クス マ ザーファ ンド</td><td>米国株配 当貴族イ ンデック スマザー ファンド</td><td>米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジあ り）</td><td>米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジな し）</td></tr><tr><td>35%</td><td>35%</td><td>15%</td><td>15%</td></tr></table>	NASDAQ100 インデッ クス マ ザーファ ンド	米国株配 当貴族イ ンデック スマザー ファンド	米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジあ り）	米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジな し）	35%	35%	15%	15%	<table><tr><td>NASDAQ100 インデッ クス マ ザーファ ンド</td><td>米国株配 当貴族イ ンデック スマザー ファンド</td><td>米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジあ り）</td><td>米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジな し）</td></tr><tr><td>35%</td><td>35%</td><td>15%</td><td>15%</td></tr></table>	NASDAQ100 インデッ クス マ ザーファ ンド	米国株配 当貴族イ ンデック スマザー ファンド	米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジあ り）	米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジな し）	35%	35%	15%	15%
NASDAQ100 インデッ クス マ ザーファ ンド	米国株配 当貴族イ ンデック スマザー ファンド	米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジあ り）	米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジな し）														
35%	35%	15%	15%														
NASDAQ100 インデッ クス マ ザーファ ンド	米国株配 当貴族イ ンデック スマザー ファンド	米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジあ り）	米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジな し）														
35%	35%	15%	15%														
②主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。 ③主要投資対象ファンドを通じた組入外貨建資産については、「米国国債マザーファンド（7-10年／為替ヘッジあり）」の組入外貨建資産を除き、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ④（省 略）	②主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。 ③主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券を通じた組入外貨建資産については、「米国国債マザーファンド（7-10年／為替ヘッジあり）」の組入外貨建資産を除き、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ④（同 左）																

（受益権の申込単位及び価額） 第13条（省 略） ②（省 略） ③第1項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、取得の申込みは受け付けられないものとします。 1.～3.（省 略） ④第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料並びに当該手数料に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1口につき1円に手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。 ⑤～⑦（省 略） （運用の指図範囲等） 第17条 委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「NASDAQ100インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド（7-10年／為替ヘッジあり）」及び「米国国債マザーファンド（7-10年／為替ヘッジなし）」並びに「FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。 1.～5.（省 略） なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。 ②～③（省 略） （信託報酬等の総額及び支弁の方法） 第32条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の65の率を乗じて得た額とします。 ②～③（省 略） （収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い） 第34条（省 略） ②～③（省 略） ④一部解約金（第37条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第37条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。 ⑤～⑥（省 略） （投資信託契約の一部解約） 第37条（省 略） ②～③（省 略） ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。 ⑤委託者は、一部解約の実行の請求日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項による一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。 1.～3.（省 略） ⑥～⑦（省 略）	（受益権の申込単位及び価額） 第13条（同 左） ②（同 左） ③第1項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日又は取得申込日の翌営業日が次の各号のいずれかに該当する場合は、取得の申込みは受け付けられないものとします。 1.～3.（同 左） ④第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、手数料並びに当該手数料に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1口につき1円に手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。 ⑤～⑦（同 左） （運用の指図範囲等） 第17条 委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「NASDAQ100インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド（7-10年／為替ヘッジあり）」及び「米国国債マザーファンド（7-10年／為替ヘッジなし）」並びに「FOFs用米株・米債バランスファンド1（適格機関投資家専用）」及び「FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。 1.～5.（同 左） なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。 ②～③（同 左） （信託報酬等の総額及び支弁の方法） 第32条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の46の率を乗じて得た額とします。 ②～③（同 左） （収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い） 第34条（同 左） ②～③（同 左） ④一部解約金（第37条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第37条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から当該受益者に支払います。 ⑤～⑥（同 左） （投資信託契約の一部解約） 第37条（同 左） ②～③（同 左） ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額とします。 ⑤委託者は、一部解約の申込日又は一部解約の申込日の翌営業日が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項による一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。 1.～3.（同 左） ⑥～⑦（同 左）
---	---

(3) USグローシリーズ（株40）

変更日：2026年10月10日 変更適用日：2027年1月18日

新	旧																
運用の基本方針	運用の基本方針																
2.運用方法 (1)投資対象 「NASDAQ100インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド（7-10年／為替ヘッジあり）」、「米国国債マザーファンド（7-10年／為替ヘッジなし）」（以下総称して、又はそれぞれを「主要投資対象ファンド」といいます。）及び「FOFs用米株・米債バランスファンド2（適格機関投資家専用）」（以下「私募投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。 この他、「FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」に投資することがあります。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。 (2)投資態度 ①主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場している株式（預託証券（DR）を含みます。）及び米国の国債に投資します。 ・私募投資信託証券は、主として主要投資対象ファンドに投資します。 ・各主要投資対象ファンドの受益証券（私募投資信託証券への投資を通じた間接保有分を含みます。以下本項において同じ。）の基本組入比率は以下のとおりとします。また、各主要投資対象ファンドの受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。	2.運用方法 (1)投資対象 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が運用する「FOFs用米株・米債バランスファンド2（適格機関投資家専用）」（以下「主要投資対象ファンド」といいます。）を主要投資対象とします。 この他、「FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」にも投資します。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。 (2)投資態度 ①主要投資対象ファンドへの投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場している株式（預託証券（DR）を含みます。）及び米国の国債に投資します。 ・主要投資対象ファンドにおいて、主として「NASDAQ100インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド（7-10年／為替ヘッジあり）」、「米国国債マザーファンド（7-10年／為替ヘッジなし）」の受益証券に投資します。 ・各マザーファンド受益証券の基本組入比率は以下のとおりとします。また、各マザーファンド受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。																
<table><tr><td>NASDAQ100 インデックス マザーファ ンド</td><td>米国株配 当貴族イ ンデック スマザー ファンド</td><td>米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジあ り）</td><td>米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジな し）</td></tr><tr><td>20%</td><td>20%</td><td>30%</td><td>30%</td></tr></table>	NASDAQ100 インデックス マザーファ ンド	米国株配 当貴族イ ンデック スマザー ファンド	米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジあ り）	米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジな し）	20%	20%	30%	30%	<table><tr><td>NASDAQ100 インデッ クスマ ザーファ ンド</td><td>米国株配 当貴族イ ンデック スマザー ファンド</td><td>米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジあ り）</td><td>米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジな し）</td></tr><tr><td>20%</td><td>20%</td><td>30%</td><td>30%</td></tr></table>	NASDAQ100 インデッ クスマ ザーファ ンド	米国株配 当貴族イ ンデック スマザー ファンド	米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジあ り）	米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジな し）	20%	20%	30%	30%
NASDAQ100 インデックス マザーファ ンド	米国株配 当貴族イ ンデック スマザー ファンド	米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジあ り）	米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジな し）														
20%	20%	30%	30%														
NASDAQ100 インデッ クスマ ザーファ ンド	米国株配 当貴族イ ンデック スマザー ファンド	米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジあ り）	米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジな し）														
20%	20%	30%	30%														
②主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。 ③主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券を通じた組入外貨建資産については、「米国国債マザーファンド（7-10年／為替ヘッジあり）」の組入外貨建資産を除き、原則として対円で為替ヘッジを行いません。 ④（省 略）	②主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。 ③主要投資対象ファンドを通じた組入外貨建資産については、「米国国債マザーファンド（7-10年／為替ヘッジあり）」の組入外貨建資産を除き、原則として対円で為替ヘッジを行いません。 ④（同 左）																
（信託の種類、委託者及び受託者） 第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。 ②（省 略） （信託期間） 第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第39条第1項、第39条第2項、第40条第1項、第41条第1項及び第43条第2項の規定による信託終了の日までとします。	（信託の種類、委託者及び受託者） 第1条 この信託は、証券投資信託であり、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。 ②（同 左） （信託期間） 第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第39条第1項、第39条第2項、第39条第3項、第40条第1項、第41条第1項及び第43条第2項の規定による信託終了の日までとします。																

（運用の指図範囲等） 第17条 委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「NASDAQ100インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド（7-10年／為替ヘッジあり）」及び「米国国債マザーファンド（7-10年／為替ヘッジなし）」並びに「FOFs用米株・米債バランスファンド2（適格機関投資家専用）」及び「FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。 1.～5.（省 略） なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。 ②～③（省 略） （投資信託契約の解約） 第39条（省 略） ②（省 略） ③（削除） ④～⑦（省 略） （公告） 第48条 委託者が受益者に対してする公告は、<u>日本経済新聞に掲載します。</u> ②（削除）	（運用の指図範囲等） 第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が運用する「FOFs用米株・米債バランスファンド2（適格機関投資家専用）」（以下「主要投資対象ファンド」といいます。）及び「FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。 1.～5.（同 左） なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。 ②～③（同 左） （投資信託契約の解約） 第39条（同 左） ②（同 左） ③委託者は、主要投資対象ファンドがその信託を終了させることとなる場合には、この投資信託契約を解約し、<u>信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</u> ④～⑦（同 左） （公告） 第48条 委託者が受益者に対してする公告は、<u>電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。</u> https://www.soam.co.jp/ ②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、<u>日本経済新聞に掲載します。</u>
---	--

変更日：2026年10月10日 変更適用日：2027年3月31日

新	旧																
運用の基本方針	運用の基本方針																
2.運用方法 (1)投資対象 「NASDAQ100インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド（7-10年／為替ヘッジあり）」、「米国国債マザーファンド（7-10年／為替ヘッジなし）」（以下総称して、又はそれぞれを「主要投資対象ファンド」といいます。）を主要投資対象とします。 この他、「FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」に投資することがあります。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。 (2)投資態度 ①主要投資対象ファンドへの投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場している株式（預託証書（DR）を含みます。）及び米国の国債に投資します。 ・各主要投資対象ファンドの受益証券の基本組入比率は以下のとおりとします。また、各主要投資対象ファンドの受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。	2.運用方法 (1)投資対象 「NASDAQ100インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド（7-10年／為替ヘッジあり）」、「米国国債マザーファンド（7-10年／為替ヘッジなし）」（以下総称して、又はそれぞれを「主要投資対象ファンド」といいます。）及び「FOFs用米株・米債バランスファンド2（適格機関投資家専用）」（以下「 <u>私募投資信託証券</u> 」といいます。）を主要投資対象とします。 この他、「FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」に投資することがあります。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。 (2)投資態度 ①主要投資対象ファンド及び <u>私募投資信託証券</u> への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場している株式（預託証書（DR）を含みます。）及び米国の国債に投資します。 ・ <u>私募投資信託証券</u> は、主として主要投資対象ファンドに投資します。 ・各主要投資対象ファンドの受益証券（ <u>私募投資信託証券</u> への投資を通じた間接保有分を含みます。以下本項において同じ。）の基本組入比率は以下のとおりとします。また、各主要投資対象ファンドの受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。																
<table><tr><td>NASDAQ100 インデックス マザーファ ンド</td><td>米国株配 当貴族イ ンデック スマザー ファンド</td><td>米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジあ り）</td><td>米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジな し）</td></tr><tr><td>20%</td><td>20%</td><td>30%</td><td>30%</td></tr></table>	NASDAQ100 インデックス マザーファ ンド	米国株配 当貴族イ ンデック スマザー ファンド	米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジあ り）	米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジな し）	20%	20%	30%	30%	<table><tr><td>NASDAQ100 インデッ クスマ ザーファ ンド</td><td>米国株配 当貴族イ ンデック スマザー ファンド</td><td>米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジあ り）</td><td>米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジな し）</td></tr><tr><td>20%</td><td>20%</td><td>30%</td><td>30%</td></tr></table>	NASDAQ100 インデッ クスマ ザーファ ンド	米国株配 当貴族イ ンデック スマザー ファンド	米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジあ り）	米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジな し）	20%	20%	30%	30%
NASDAQ100 インデックス マザーファ ンド	米国株配 当貴族イ ンデック スマザー ファンド	米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジあ り）	米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジな し）														
20%	20%	30%	30%														
NASDAQ100 インデッ クスマ ザーファ ンド	米国株配 当貴族イ ンデック スマザー ファンド	米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジあ り）	米国国債 マザー ファンド （7-10 年／為替 ヘッジな し）														
20%	20%	30%	30%														
②主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。 ③主要投資対象ファンドを通じた組入外貨建資産については、「米国国債マザーファンド（7-10年／為替ヘッジあり）」の組入外貨建資産を除き、原則として対門での為替ヘッジを行いません。 ④（省 略）	②主要投資対象ファンド及び <u>私募投資信託証券</u> への投資割合は、原則として高位を維持します。 ③主要投資対象ファンド及び <u>私募投資信託証券</u> を通じた組入外貨建資産については、「米国国債マザーファンド（7-10年／為替ヘッジあり）」の組入外貨建資産を除き、原則として対門での為替ヘッジを行いません。 ④（同 左）																
（受益権の申込単位及び価額） 第13条（省 略） ②（省 略） ③第1項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、取得の申込みは受け付けられないものとします。 1.～3.（省 略） ④第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料並びに当該手数料に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1口につき1円に手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。 ⑤～⑦（省 略）	（受益権の申込単位及び価額） 第13条（同 左） ②（同 左） ③第1項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日又は取得申込日の翌営業日が次の各号のいずれかに該当する場合は、取得の申込みは受け付けられないものとします。 1.～3.（同 左） ④第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、手数料並びに当該手数料に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1口につき1円に手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。 ⑤～⑦（同 左）																

（運用の指図範囲等） 第17条 委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「NASDAQ100インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド（7－10年／為替ヘッジあり）」及び「米国国債マザーファンド（7－10年／為替ヘッジなし）」並びに「FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。 1.～5.（省 略） なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。 ②～③（省 略） （信託報酬等の総額及び支弁の方法） 第32条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の65の率を乗じて得た額とします。 ②～③（省 略） （収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い） 第34条（省 略） ②～③（省 略） ④一部解約金（第37条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第37条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、<u>5営業日目</u>から当該受益者に支払います。 ⑤～⑥（省 略） （投資信託契約の一部解約） 第37条（省 略） ②～③（省 略） ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。 ⑤委託者は、<u>一部解約の実行の請求日当日</u>が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。 1.～3.（省 略） ⑥～⑦（省 略）	（運用の指図範囲等） 第17条 委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「NASDAQ100インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド（7－10年／為替ヘッジあり）」及び「米国国債マザーファンド（7－10年／為替ヘッジなし）」並びに「<u>FOFs用米株・米債バランスファンド2（適格機関投資家専用）</u>」及び「FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。 1.～5.（同 左） なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。 ②～③（同 左） （信託報酬等の総額及び支弁の方法） 第32条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の46の率を乗じて得た額とします。 ②～③（同 左） （収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い） 第34条（同 左） ②～③（同 左） ④一部解約金（第37条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第37条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、<u>7営業日目</u>から当該受益者に支払います。 ⑤～⑥（同 左） （投資信託契約の一部解約） 第37条（同 左） ②～③（同 左） ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額とします。 ⑤委託者は、<u>一部解約の申込日又は一部解約の申込日の翌営業日</u>が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。 1.～3.（同 左） ⑥～⑦（同 左）
--	--

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（2）【ファンドの沿革】

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」「1 ファンドの性格」「（2）ファンドの沿革」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部_____は訂正部分を示します。

＜訂正前＞

2025年6月23日 当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

＜訂正後＞

2025年6月23日 当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

2027年1月18日 当ファンドの委託会社の変更及び当該変更に係る所要の変更（予定）

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報」「第1 委託会社等の概況」「3 委託会社等の経理状況」につきましては、該当情報を以下の内容に更新・訂正します。

＜更新・訂正後＞

- (1) 委託会社であるスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。
- (2) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度（自 2025年4月1日至 2026年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期別		前事業年度 (2025年 3月31日現在)		当事業年度 (2026年 3月31日現在)	
科目	注記番号	内訳（千円）	金額（千円）	内訳（千円）	金額（千円）
(資産の部)					
流動資産					
預金	※ 2		656,517		700,825
前払費用			533		1,996
未収委託者報酬			263,832		260,493
未収入金			—		—
流動資産計			920,883		963,315
固定資産					
有形固定資産			2,436		2,056
建物	※ 1	1,579		1,471	
器具備品	※ 1	857		584	
無形固定資産			1,061		704
ソフトウェア		1,061		704	
投資その他の資産			1,912		—
繰延税金資産		1,912		—	
固定資産計			5,411		2,760
資産合計			926,294		966,076
(負債の部)					
流動負債					
預り金			240		210
未払金			163,950		159,789
未払手数料	※ 2	140,361		138,106	
未払委託調査費		15,998		14,892	
その他未払金		7,590		6,790	
未払費用			467		285
未払法人税等			19,812		13,720
未払消費税等			8,293		6,166
流動負債計			192,763		180,171
負債合計			192,763		180,171
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			300,000		300,000
資本剰余金			300,000		300,000
資本準備金		300,000		300,000	
利益剰余金			133,530		185,905
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		133,530		185,905	
株主資本計			733,530		785,905
純資産合計			733,530		785,905
負債・純資産合計			926,294		966,076

(2) 【損益計算書】

期別		前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)		当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)	
科目	注記番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
委託者報酬		931,126		898,677	
営業収益計			931,126		898,677
営業費用					
支払手数料	※ 1		502,545		479,822
広告宣伝費			4,054		3,833
調査費			76,095		69,484
調査費		4,285		4,486	
委託調査費	※ 1	71,809		64,998	
委託計算費			45,831		46,297
営業雑経費			31,621		30,730
通信費		806		861	
印刷費		29,045		25,606	
諸会費		1,265		1,248	
その他		504		3,014	
営業費用計			660,147		630,168
一般管理費					
給料			154,242		155,090
役員報酬		27,168		26,895	
給料・手当		127,074		128,195	
法定福利費			2,735		1,713
福利厚生費			10		8
交際費			209		309
旅費交通費			6,484		6,158
租税公課			6,358		6,307
不動産賃借料			10,145		10,145
固定資産減価償却費			1,132		737
消耗品費			210		184
支払報酬			6,905		8,369
支払手数料			200		134
諸経費			1,087		1,944
一般管理費計			189,724		191,103
営業利益			81,253		77,404
営業外収益					
雑収入		258		304	
営業外収益計			258		304
経常利益			81,511		77,709
特別損失					
固定資産除却損	※ 2	417		—	
特別損失計			417		—
税引前当期純利益			81,094		77,709
法人税、住民税及び事業税			25,026		23,422
法人税等調整額			△1,912		1,912
当期純利益			57,981		52,374

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2024年4月1日至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金		
				繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	300,000	300,000	300,000	75,549	75,549	675,549	675,549
当期変動額							
当期純利益				57,981	57,981	57,981	57,981
当期変動額合計	—	—	—	57,981	57,981	57,981	57,981
当期末残高	300,000	300,000	300,000	133,530	133,530	733,530	733,530

当事業年度（自2025年4月1日至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金		
				繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	300,000	300,000	300,000	133,530	133,530	733,530	733,530
当期変動額							
当期純利益				52,374	52,374	52,374	52,374
当期変動額合計	—	—	—	52,374	52,374	52,374	52,374
当期末残高	300,000	300,000	300,000	185,905	185,905	785,905	785,905

注記事項**（継続企業の前提に関する注記）**

当社は2026年3月4日開催の取締役会において、2027年3月末を目途とした事業の終了予定を決議したことから、当社は継続企業であることを前提として財務諸表を作成する事は適切でないと認識しております。

しかし、我が国には継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切ではない場合の代替的な会計基準が整備されていないことから、継続企業を前提として財務諸表を作成しております。

（重要な会計方針）**1. 固定資産の減価償却の方法****(1)有形固定資産**

定率法を採用しております。ただし、建物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～18年
器具備品	4～10年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

2. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。当該報酬は投資信託の信託期間にわたり収益として認識しております。

（貸借対照表関係）**※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額**

	前事業年度 (2025年 3月31日現在)	当事業年度 (2026年 3月31日現在)
建物	187千円	295千円
器具備品	14,704千円	14,977千円
計	14,892千円	15,272千円

※ 2. 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (2025年 3月31日現在)	当事業年度 (2026年 3月31日現在)
預金	272,792千円	203,704千円
未払手数料	68,556千円	68,507千円

（注）預金、未払手数料は、その他の関係会社である株式会社横浜銀行との取引により発生した金額を記載しております。

（損益計算書関係）

※ 1. 関係会社に係る注記

	前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
支払手数料	224,641千円	222,544千円
委託調査費	39,145千円	36,738千円

（注1）支払手数料は、その他の関係会社である株式会社横浜銀行との取引により発生した金額を記載しております。

（注2）委託調査費は、その他の関係会社である三井住友信託銀行株式会社との取引により発生した金額を記載しております。

※ 2. 固定資産除却損の内訳

	前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
ソフトウェア	417千円	—
計	417千円	—

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の 種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	60,000株	—	—	60,000株

当事業年度（自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の 種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	60,000株	—	—	60,000株

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しており、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

営業債権である未収委託者報酬については、その源泉である信託財産を信託銀行に委託しておりますが、信託銀行はその受託財産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。

営業債務である未払金に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金については、主に当社が受け取った報酬の内から支払われるものであり、リスクに晒されることは無いと考えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関して、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて、格付け等を考慮した上で決定しております。

②市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社が保有する営業債権・債務は、短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

③流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。支払状況などを随時確認し、運転資金の状況を把握することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

「預金」、「未収委託者報酬」、「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	656,517	—
未収委託者報酬	263,832	—
合計	920,350	—

当事業年度（2026年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	700,825	—
未収委託者報酬	260,493	—
合計	961,319	—

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年 3月31日現在)	当事業年度 (2026年 3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	1,767	869
その他	145	149
繰延税金資産小計	1,912	1,018
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	—	△1,018
評価性引当額小計	—	△1,018
繰延税金資産合計	1,912	—
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産(負債)の純額	1,912	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年 3月31日現在)	当事業年度 (2026年 3月31日現在)
実効税率	30.04%	30.93%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.04%	0.07%
住民税均等割	0.38%	0.49%
評価性引当額の増減	△1.67%	1.31%
その他	0.06%	△2.66%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.85%	30.14%

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（収益認識関係）

1. 客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の2.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）その他の関係会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (億円)	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	株式会社 横浜銀行	神奈川県 横浜市	2,156	銀行業	直接34%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	224,641	未払 手数料	68,556
その他の 関係会社	三井住友 信託銀行 株式会社	東京都 千代田区	3,420	信託業 及び 銀行業	直接21%	投資の助言	投資助言料の支払	39,145	未払委託 調査費	3,434

1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等を含めております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 投資信託に係る事務代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。
- ② 投資助言料については、各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

2. 親会社に関する注記

前事業年度（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）その他の関係会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (億円)	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	株式会社 横浜銀行	神奈川県 横浜市	2,156	銀行業	直接34%	当社投資信託の募 集の取扱及び投資 信託に係る事務代 行の委託等	投資信託に係 る事務代行手 数料の支払	222,544	未払 手数料	68,507
その他の 関係会社	三井住友 信託銀行 株式会社	東京都 千代田区	3,420	信託業 及び 銀行業	直接21%	投資の助言	投資助言料の 支払	36,738	未払委託 調査費	3,465

1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等を含めております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 投資信託に係る事務代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。
- ② 投資助言料については、各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

2. 親会社に関する注記

当事業年度（2026年3月31日現在）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)		当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)	
1株当たり純資産額	12,225.51円	1株当たり純資産額	13,098.42円
1株当たり当期純利益金額	966.35円	1株当たり当期純利益金額	872.91円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。		(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。	
当期純利益（千円）	57,981	当期純利益（千円）	52,374
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	57,981	普通株式に係る当期純利益（千円）	52,374
普通株式の期中平均株式数（株）	60,000	普通株式の期中平均株式数（株）	60,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月1日

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 康彦
業務執行社員

不適正意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「不適正意見の根拠」に記載した事項の財務諸表に及ぼす影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、適正に表示していないものと認める。

不適正意見の根拠

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2026年3月4日開催の取締役会において、2027年3月末を目途とした事業の終了予定を決議しており、継続企業の前提が成立していない。このような状況にもかかわらず上記の財務諸表は、継続企業を前提として作成されている。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、不適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。